< JIS情報>

JIS番号(発行年)	JIS C 6691 (2009) + 追補 1 (2013)
対応国際規格番号(版)	IEC 60691 (2002 Ed. 3) + Amd.1 (2006) + Amd.2 (2010)
JISタイトル	温度ヒューズ - 要求事項及び適用の指針
適用範囲に含まれる主な電気用品名	温度ヒューズ
廃止する基準及び有効期間	J60691(H22)、有効期間 3 年間

<審議中に問題になったこと>

Amendment 2 の改訂に従って変更となる表 5 (遮断試験の試験条件)の改正について,抵抗負荷と誘導 負荷については殆ど問題がなかったが,特殊負荷については,次のような課題があるため,IEC 規格に規 定する電動機負荷,パイロットデューティ及び放電ランプ負荷の3種類の用途を,特殊負荷の1種類に纏 めた現行 JIS の表 5 のデビエーションを維持することとした。

"特殊負荷"に関する課題

- a) IEC 規格は,電動機の遮断試験の条件を"全負荷電流"で規定しているが,全負荷電流は電動機を特定しなければ定まらず,一般にある温度ヒューズがどの電動機を保護するかは事前に決まっていないため,試験電流が定まらない。
- b) IEC 規格は , パイロットデューティ(Pilot duty)の試験電流を 10.6.2 f)の規定に基づいて決めることになっているが , この規定では試験方法が曖昧で試験することができない。
- c) IEC 規格は,放電ランプの試験電流が(温度ヒューズの)定格電流の4倍で回路力率が0.4~0.5 と規定されているので,放電ランプ負荷という用途を設けることは可能であるが,放電ランプには様々なワット数(出力)のものがあり,試験電流を温度ヒューズの定格電流の4倍に固定することには疑問がある。

< 主なデビエーション:現状の別表第十二にないもの>

特になし

<主な改正点>

試験環境

「試験を実施するとき及び試験期間中,必要な周囲条件を制御してもよい。必要な周囲条件は,試験を実施しないときに試験室内で維持する必要はない。」旨を追加。

<技術基準省令への整合性>

	技術基準				規格	補足
条	タイトル	条文	該当	項目番号	規定タイトル・概要	
第二条	安全原則	電気用品は , 通常の使用状態において , 人体に危害	該当	箇条4	4 一般要求事項	
第1項		を及ぼし , 又は物件に損傷を与えるおそれがないよ	非該当		温度ヒューズは ,十分な電気的及び機械的強度をも	
		う設計されるものとする。			ち 温度ヒューズをこの規格の要求事項の範囲内で使	
					用する場合 取付け及び使用中に発生するすべての取	
					付条件に耐えられるよう構成されていなければなら	
					ない。	
第二条	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するため	該当	箇条4	4 一般要求事項	
第2項		に , 形状が正しく設計され , 組立てが良好で , かつ ,	非該当		温度ヒューズは 十分な電気的及び機械的強度をも	
		動作が円滑であるものとする。			ち 温度ヒューズをこの規格の要求事項の範囲内で使	
					用する場合 取付け及び使用中に発生するすべての取	
					付条件に耐えられるよう構成されていなければなら	
					ない。	
第三条	安全機能を有す	電気用品は,前条の原則を踏まえ,危険な状態の発	該当	10.6	10.6 遮断電流	
第1項	る設計等	生を防止するとともに , 発生時における被害を軽減	非該当		ヒューズの溶断について規定。	
		する安全機能を有するよう設計されるものとする。				
第三条	安全機能を有す	電気用品は , 前項の規定による措置のみによっては	該当	箇条7	7 表示	
第2項	る設計等	その安全性の確保が困難であると認められるとき	非該当		各温度ヒューズには 次の事項を表示しなければなら	
		は , 当該電気用品の安全性を確保するために必要な			ない。	

		情報及び使用上の注意について、当該電気用品又は			c) 定格動作温度及び , 又は定格動作温度及び C
				7/7 AZ C	
		これに付属する取扱説明書等への表示又は記載がさ		箇条 8	8 添付説明書
		れるものとする。			製造業者は、箇条7で規定された表示内容に加えて、
					カタログ 技術説明書などに次の内容を記載しなけれ
					ばならない。
					b) 各分類には,次の事項を記載しなければならな
					l V _o
					$1)$ 温度特性:定格動作温度 $T_{ m f}$,保持温度 $T_{ m h}$ 及び
					最高温度限度 $T_{ m m}$
					2) 特性電流:定格電流 I _r , 遮断電流 I _b 及び過渡過
					負荷電流(パルス電流) $I_{ m p}$
					3) 定格電圧 <i>U</i> r
第四条	供用期間中にお	電気用品は , 当該電気用品に通常想定される供用期	該当	箇条9	9 機械的要求事項
	ける安全機能の	間中 ,安全機能が維持される構造であるものとする。	非該当	箇条 11	11 温度試験
	維持				
第五条	使用者及び使用	電気用品は,想定される使用者及び使用される場所	該当	箇条1	1 適用範囲
	場所を考慮した	を考慮し , 人体に危害を及ぼし , 又は物件に損傷を	非該当		この規格は ,通常屋内で使用する電気製品 ,電子機器
	安全設計	与えるおそれがないように設計され , 及び必要に応			及びその部品を異常状態での過度の温度から保護す
		じて適切な表示をされているものとする。			るためにこれらの機器及びその部品に組み込まれる
					温度ヒューズの要求事項並びに適用の指針を規定す
					క .
第六条	耐熱性等を有す	電気用品には , 当該電気用品に通常想定される使用	該当	箇条4	4 一般要求事項

	_ +=		11.44.11			
	る部品及び材料	環境に応じた適切な耐熱性,絶縁性等を有する部品	非該当		温度ヒューズは、十分な電気的及び機械的強度をも	
	の使用	及び材料が使用されるものとする。			ち 温度ヒューズをこの規格の要求事項の範囲内で使	
					用する場合 取付け及び使用中に発生するすべての取	
					付条件に耐えられるよう構成されていなければなら	
					ない。	
					動作後の温度ヒューズは , $T_{ m m}$ 以下の温度にさらされ	
					たとき ,感電 ,絶縁破壊などによって機器の安全性が	
					損なわれることがあってはならない。	
				10.3	10.3 耐電圧	
				10.4	10.4 絶縁抵抗	
				10.5	10.5 耐トラッキング性	
				11.4	11.4 エージング	
第七条	感電に対する保	電気用品には,使用場所の状況及び電圧に応じ,感	該当	-		温度ヒューズは
第1項	頀	電のおそれがないように , 次に掲げる措置が講じら	非該当			機器内で使用さ
		れるものとする。				れる。
		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに,必				
		要に応じて,接近に対しても適切に保護すること。				
第七条	感電に対する保	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑	該当	-		温度ヒューズは
第2項	護	制されていること。	非該当			機器内で使用さ
						れる。
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は,通常の使用状態において受けるおそれ	該当	箇条9	9 機械的要求事項	
		がある内外からの作用を考慮し,かつ,使用場所の	非該当	10.2	10.2 温度湿度サイクル処理	

				10.2	10.0 745.	
		状況に応じ , 絶縁性能が保たれるものとする。		10.3	10.3 耐電圧	
				10.4	10.4 絶縁抵抗	
				10.7	10.7 過渡過負荷電流	
				箇条 11	11 温度試験	
第九条	火災の危険源か	電気用品には , 発火によって人体に危害を及ぼし ,	該当	10.6	10.6 遮断電流	
	らの保護	又は物件に損傷を与えるおそれがないように , 発火	非該当	箇条 11	11 温度試験	
		する温度に達しない構造の採用 , 難燃性の部品及び				
		材料の使用その他の措置が講じられるものとする。				
第十条	火傷の防止	電気用品には , 通常の使用状態において , 人体に危	該当	10.6	10.6 遮断電流	
		害を及ぼすおそれがある温度とならないこと,発熱	非該当	箇条 11	11 温度試験	
		部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するため				
		の設計その他の措置が講じられるものとする。				
第十一	機械的危険源に	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転	該当	-		温度ヒューズは
条第1項	よる危害の防止	倒,可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に	非該当			機器内で使用さ
		危害を及ぼし , 又は物件に損傷を与えるおそれがな				れる。
		いように , 適切な設計その他の措置が講じられるも				
		のとする。				
第十一	機械的危険源に	2 電気用品には,通常起こり得る外部からの機械	該当	-		温度ヒューズは
条第2項	よる危害の防止	的作用によって生じる危険源によって人体に危害を	非該当			機器内で使用さ
		及ぼし , 又は物件に損傷を与えるおそれがないよう				れる。
		に,必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられ				
		るものとする。				
		8				

T., .		_,,			
第十二	化学的危険源に	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流	該当	-	温度ヒューズに
条	よる危害又は損	出し , 又は溶出することにより , 人体に危害を及ぼ	非該当		は ,一般的に化学
	傷の防止	し , 又は物件に損傷を与えるおそれがないものとす			的危険源はなし。
		వ .			
第十三	電気用品から発	電気用品は , 人体に危害を及ぼすおそれのある電磁	該当	-	温度ヒューズに
条	せられる電磁波	波が,外部に発生しないように措置されているもの	非該当		は,一般的に電磁
	による危害の防	とする。			波による危険な
	止				し。
第十四	使用方法を考慮	電気用品は,当該電気用品に通常想定される無監視	該当	-	温度ヒューズは
条	した安全設計	状態での運転においても , 人体に危害を及ぼし , 又	非該当		部品であり、製品
		は物件に損傷を与えるおそれがないように設計さ			での使用状態で
		れ , 及び必要に応じて適切な表示をされているもの			考慮される。
		とする。			
第十五	始動,再始動及	電気用品は,不意な始動によって人体に危害を及ぼ	該当	-	温度ヒューズに
条第1項	び停止による危	し,又は物件に損傷を与えるおそれがないものとす	非該当		は,始動・停止は
	害の防止	వ .			ない。
第十五	始動,再始動及	電気用品は,動作が中断し,又は停止したときは,	該当	-	温度ヒューズに
条第2項	び停止による危	再始動によって人体に危害を及ぼし,又は物件に損	非該当		は,始動・停止は
	害の防止	傷を与えるおそれがないものとする。			ない。
第十五	始動,再始動及	電気用品は,不意な動作の停止によって人体に危害	該当	-	温度ヒューズに
条第3項	び停止による危	を及ぼし , 又は物件に損傷を与えるおそれがないも	非該当		は,始動・停止は
	害の防止	のとする。			ない。

第十六	保護協調及び組	電信用口は - 単数電信用口を接続する配電を洗める	該当	10.6	10.6 遮断電流	温度ヒューズ自
		電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組		10.6		
条	合せ	み合わせる他の電気用品を考慮し,異常な電流に対	非該当	11.2	11.2 定格動作温度 (T _f)	体が安全装置
		する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動		11.3	11.3 最高温度限度 (T _m)	
		特性を設定するとともに , 安全装置が作動するまで				
		の間,回路が異常な電流に耐えることができるもの				
		とする。				
第十七	電磁的妨害に対	電気用品は,電気的,磁気的又は電磁的妨害により,	該当	-		温度ヒューズに
条	する耐性	安全機能に障害が生じることを防止する構造である	非該当			は ,一般的に危険
		ものとする。				な誤動作がない。
第十八	雑音の強さ	電気用品は,通常の使用状態において,放送受信及	該当	-		温度ヒューズは、
条		び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するお	非該当			雑音を発生しな
		それがないものとする。				l 1°
第十九	表示等(一般)	電気用品は ,安全上必要な情報及び使用上の注意(家	該当	箇条7	7 表示	
条		庭用品品質表示法 (昭和三十七年法律第百四号)に	非該当			
		よるものを除く。)を ,見やすい箇所に容易に消えな				
		い方法で表示されるものとする。				
第二十	表示 (長期使用	次の各号に掲げる製品の表示は , 前条の規定による	該当	-	この規格では規定しない。	長期使用製品安
条第1項	製品安全表示制	ほか,当該各号に定めるところによる。	非該当			全表示制度につ
	度による表示)	一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電気乾燥				いては,省令で明
		機(電熱装置を有する浴室用のものに限り,毛髪乾				確に規定されて
		燥				いるため ,整合規
		機を除く。)の機能を兼ねる換気扇を除く。) 機器本				格は不要。

	I		1	I		
		体の見やすい箇所に , 明瞭に判読でき , かつ , 容易				
		に消えない方法で,次に掲げる事項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(口) 設計上の標準使用期間(消費生活用製品安全法				
		(昭和四十八年法律第三十一号)第三十二条の三				
		第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。				
		以下同じ。)				
		(八) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると 経				
		年劣化による発火,けが等の事故に至るおそれがあ				
		る旨				
第二十	表示 (長期使用	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機器本体	該当	-	同上	同上
条第2項	製品安全表示制	の見やすい箇所に,明瞭に判読でき,かつ,容易に	非該当			
	度による表示)	消えない方法で,次に掲げる事項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(口) 設計上の標準使用期間				
		(八) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると 経				
		年劣化による発火,けが等の事故に至るおそれがあ				
		る旨				
第二十	表示 (長期使用	三 電気洗濯機 (産業用のもの及び乾燥装置を有す	該当	-	同上	同上
条第3項	製品安全表示制	るものを除く。)及び電気脱水機(電気洗濯機と一体	非該当			
	度による表示)	となっているものに限り ,産業用のものを除く。) 機				
		器本体の見やすい箇所に , 明瞭に判読でき , かつ ,				
	•		•			

				1	T	
		容易に消えない方法で,次に掲げる事項を表示する				
		こと。				
		(イ) 製造年				
		(口) 設計上の標準使用期間				
		(八) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると 経				
		年劣化による発火,けが等の事故に至るおそれがあ				
		る旨				
第二十	表示 (長期使用	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のものに限り,	該当	-	同上	同上
条第4項	製品安全表示制	産業用のものを除く。)機器本体の見やすい箇所に,	非該当			
	度による表示)	明瞭に判読でき,かつ,容易に消えない方法で,次				
		に掲げる事項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(口) 設計上の標準使用期間				
		(八) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると 経				
		年劣化による発火 , けが等の事故に至るおそれがあ				
		る旨				